

消防計画

平成 年 月 日作成

第1章 総 則

第1節 目的及び適用範囲

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項（又は火災予防条例第55条の3）に基づき、〇〇株式会社の防火管理についての必要事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画を適用する者の範囲は次のとおりとする。

- (1) 当社に勤務し、出入りするすべての者
- (2) 当社の防火管理上必要な業務（以下「防火管理業務」という。）を受託している者
- 2 防火管理業務の範囲については、別表1「防火管理業務範囲表」のとおりとする。
- 3 管理権原の及ぶ範囲は、_____部分とする。
- 4 危険物製造所等については、別に定める予防規程等によるものとする。

第2節 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

(管理権原者の責任等)

第3条 管理権原者は、社内の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせるものとする。
- 3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、廊下、階段等の避難上必要な施設において、避難の支障となる物件及び防火戸等の閉鎖の支障となる物件を放置等されないように管理するものとする。
- 5 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修するものとする。
- ※6 管理権原者は、協議会構成員として、ビル全体の安全性を高めるように努めるとともに、定期に開催される〇〇ビル共同防火管理協議会に参加するものとする。
- 7 管理権原者は、事業所自衛消防隊が火災、地震その他の災害等が発生した場合の本事業所における自衛消防活動の全般についての責任を負うものとする。
- 8 管理権原者は、防火管理技能者に防火管理業務計画を作成させ、消防法、消防法施行令及び火災予防条例の規定並びに防火管理業務計画に従って、防火管理業務の補助を行わせる責任を負うものである。

なお、防火管理技能者の選任及び責務に関する事項は、共同防火管理協議事項に定めた内容によるものとする。

(防火管理者)

第4条 防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (3) 火災予防上の自主検査・点検の実施と監督

消防用設備等・特殊消防用設備等、建物、防火施設、避難施設、電気設備、危険物施設、火を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）等の検査・点検を実施し、不備欠陥箇所のある場合は、改修促進を図る。

- (4) 防火対象物の法定点検の立会い
- (5) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及びその立会い
- (6) 建物等の定期検査の立会い
- (7) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (8) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (9) 収容人員の適正管理
- (10) 従業員に対する防災教育の実施
- (11) 防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督
- (12) 管理権原者への提案や報告
- (13) 放火防止対策の推進
- (14) 災害活動の拠点となる防災センターに災害活動上必要な情報を集約する。
- (15) その他

※(16) 統括防火管理者への報告

- ア 防火管理者を選任又は解任するとき
- イ 消防計画を作成又は変更するとき
- ウ 防火対象物の法定点検を実施するとき
- エ 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検を実施するとき
- オ 建物等の定期検査を実施するとき
- カ 防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき、又は改修するとき
- キ 火気使用設備器具又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき
- ク 臨時に火気を使用するとき
- ケ 大量の可燃物の搬入・搬出及び危険物又は引火性物品を貯蔵・取り扱うとき
- コ 客席又は避難通路の変更を行うとき
- サ 用途（一時的含む。）及び設備の変更を行うとき
- シ 内装改修又は改築等の工事を行うとき
- ス 催物を開催するとき
- セ 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき

- ソ 消防計画に定めた訓練を実施するとき
- タ 防火管理業務を委託するとき
- チ 消防機関が行う検査等に立会うとき
- ツ 統括防火管理者から指示命令された事項
- テ その他火災予防上必要な事項

(防火管理委員会)

第〇条 防火管理業務の適正な運営を図るため、本社総務課に防火管理委員会を置く。

- 2 防火管理委員会の構成は、別表2のとおりとする。
- 3 管理権原者は、事前に会議の構成メンバーを指定するものとする。
- 4 会議は、〇月と〇月に行い、次の場合は、臨時に開催する。
 - (1) 社会的反響の大きい火災、地震等による被害発生時
 - (2) 防火管理者などからの報告、提案により管理権原者が会議を開催する必要があると認めた時
- 5 会議の主な審議事項
 - (1) 消防計画の変更に関すること。
 - (2) 防火・避難施設、消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・維持管理に関すること。
 - (3) 事業所自衛消防隊の組織及び装備等に関すること。
 - (4) 自衛消防訓練の実施細部に関すること。
 - (5) 工事等をする際の火災予防対策に関すること。
 - (6) 火災予防上必要な教育に関すること。
 - (7) その他

第2章 予防管理業務

第1節 予防管理組織

(予防管理組織)

第5条 予防管理組織は、火災予防のための組織と点検・検査を実施するための組織とし、編成については、別表3のとおりとする。

(火災予防のための組織)

第6条 火災予防のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに、各階ごとに防火担当責任者をおき、所定の区域ごとに火元責任者をおくこととし、別表3のとおり定める。

- 2 災害場所の自衛消防地区隊の初動対応はもとより、建物全体の初動対応は防災センター勤務員を中心として行うこととし、平素から災害時における一連の活動に備える。

(防火担当責任者の業務)

第7条 防火担当責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。
- (2) 防火管理者の補佐

(火元責任者の業務)

第8条 火元責任者は、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の火気管理に関すること。
- (2) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等・特殊消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
- (3) 地震時における火気使用設備器具の安全確認に関すること。
- (4) 別表4「自主検査チェック表（日常）「火気関係）」及び別表5「自主検査チェック表（日常）「閉鎖障害等）」の検査の実施に関すること。
 - ア 「火気関係」のチェックは毎日終業時に行うものとする。
 - イ 「閉鎖障害等」のチェックは1日〇回行う。
- (5) 防火担当責任者の補佐

(定期に点検・検査を実施するための組織)

第9条 点検・検査を実施するための組織は、消防用設備等・特殊消防用設備等、建物、火気使用設備器具及び電気設備等について適正な機能を維持するため、定期に点検・検査を実施するものとし、各点検・検査員を別表3のとおり定める。

第2節 点検・検査業務

(建物等の自主検査)

第10条 建物等の自主検査は、別表6「自主検査チェック表（定期）」に基づき、別表3に定める各点検・検査員が確認するものとし、実施時期は、〇月と〇月、〇月と〇月の年4回とする。

(消防用設備等の自主点検)

第11条 消防用設備等・特殊消防用設備等は法定点検のほかに、自主点検を実施するものとする。

- (1) 自主点検は、別表7の「消防用設備等自主点検チェック表」に基づき、別表3に定める各点検・検査員が点検するものとする。
- (2) 実施時期は、〇月と〇月とする。
- (3) 防火管理者は、消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件の適否についても、合わせて確認するものとする。
- (4) 防火管理者が点検結果を確認するものとする。

(防火対象物の法定点検)

第13条 防火対象物の法定点検は、_____を行うものとする。

防火管理者は、防火対象物の点検実施時立ち会うものとする。

(消防用設備等の法定点検)

第14条 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、_____別表8の「消防用設備等法定点検計画表」により行うものとする。

- 2 防火管理者は、消防用設備等・特殊消防用設備等の点検実施時に立ち会うものとする。
- 3 防火管理者が点検結果を確認するものとする。

(建物等の定期検査)

第15条 建物等の定期検査を行い、建物の維持管理に努めるものとする。

- 2 防火管理者は、建物等の定期検査実施時に立ち会うものとする。

(点検検査結果の記録及び報告)

第16条 自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。

ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告するものとする。

- 2 防火管理者は記録責任者を定め、点検結果の記録を管理するものとする。

(不備欠陥等の報告)

第17条 防火管理者は、報告された内容で不備欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。

- 2 防火管理者は、不備欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかる場合は、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立するものとする。

※(統括防火管理者への報告)

第18条 防火管理者は、自主検査、自主点検及び法定点検の実施結果を統括防火管理者に報告するものとする。

- 2 防火管理者は、不備欠陥部分の改修計画、改修結果を統括防火管理者に報告するものとする。

第3節 出火防止業務

第1款 火気管理

(火気等の使用制限等)

第19条 防火管理者は、次の事項について喫煙及び火気等の使用の制限を行うものとする。

(1) 喫煙管理

ア 喫煙場所は次のとおりとする。

(ア) 屋上喫煙コーナー

(イ) 各階喫煙室

イ 喫煙場所の管理

喫煙場所の管理として、以下の事項を行うものとする。

(ア) 喫煙場所には喫煙場所である旨を表示する標識を設置する。

(イ) 適当な数の吸殻入れを設置する。

(ウ) 毎日終業後、水の入ったバケツに吸殻を回収する。

(2) 火気使用設備器具等の使用禁止場所の指定

使用禁止場所は、厨房及び給湯室を除くすべての場所とする。

(臨時の火気使用等)

第20条 当ビル内で、次の事項を行おうとする者は、防火管理者へ事前に連絡し、承認を得るものとする。

(1) 指定場所以外で喫煙又は火気を使用するとき

(2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき

(3) 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき

(4) 危険物の貯蔵、取り扱い、種類、数量等を変更するとき

(5) 模様替え等の工事を行うとき

(火気等の使用時の遵守事項)

第21条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 電熱器等の火気使用設備器具を使用する場合は、指定場所以外では使用してはならない。
- (2) 火気使用設備器具を使用する場合は、事前に設備器具を検査してから使用すること。
- (3) 火気使用設備器具を使用する場合は、周囲に可燃物があるか否かを確認してから使用すること。
- (4) 火気使用設備器具を使用した後は、必ず設備器具を点検し、安全を確認すること。
- (5) 禁煙場所では、喫煙してはならない。

(全館禁煙に対する措置)

第〇条 防火管理者は、全館禁煙に対する必要な措置として、次の事項を行うものとする。

(1) 館内巡視の実施

禁煙が守られていることを監視するため、〇〇により、〇時（人の出入りが多い時間）に1日〇回実施し、実施結果を記録するものとする。

(2) 館内放送の実施

当ビルは、全館禁煙であり、喫煙所は設置されていないことを、来館者に周知させるため、毎日〇時、〇時に〇回以上、定期的な館内一斉放送を行う。

(3) その他全館禁煙に対して、火災予防上必要と認められる措置

第2款 放火防止対策

(日常の放火防止対策)

第22条 防火管理者は、次の事項に留意し、放火防止に努めるものとする。

- (1) 敷地内及び廊下、階段、洗面所等の可燃物の整理、整頓又は除去を行う。
- (2) 出入口の特定と出入りする者に対する呼びかけ及び監視等の強化を行う。
- (3) アルバイト、出向、パートなどの従業員の明確化による不法侵入者の監視を行う。
- (4) 客用トイレ等を従業員と共用するなど監視の強化を行う。
- (5) 監視カメラ等の設置による死角の解消及び死角となる場所の不定期巡回監視体制を確立する。
- (6) 火元責任者又は最後に退社する者が火気の確認及び施錠を行う。
- (7) 空室、倉庫等の施錠管理は、出入口だけでなく窓にも注意し、人が入れない環境づくりを行う。
- (8) 休日、夜間等における巡回体制の確立と放置されている可燃物等の整理、整頓を行う。
- (9) 駐車場内にある車両の施錠の確認を行う。

(周辺での連続放火火災が発生した場合の対策)

第〇条 当ビルの近隣で、放火火災が連続的に発生した場合は、前条によるほか、自衛を強化し、次のことを行うものとする。

- (1) ビル管理者は、ビル内外の巡視について回数を増やし、綿密に行う。
- (2) ビル退館者は、施錠の確認を確実にを行う。

第4節 防火安全確認業務

(工事中等の安全対策の樹立)

第23条 防火管理者は、工事を行うときは、工事中等の安全対策を樹立する。また、次に掲げる事項の工事を行うときは、「工事中等の消防計画」を消防機関に届け出るものとする。

- (1) 増築等で建築基準法第7条の6に基づき特定行政庁に仮使用申請したとき
- (2) 消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき

2 防火管理者は、工事人に対して次の事項を周知し、遵守させるものとする。

- (1) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して、消火できる体制をとること。
- (2) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
- (3) 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。
- (4) 危険物などを持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
- (5) 放火を防止するために、資器材等の整理、整頓をすること。
- (6) その他防火管理者の指示すること。

3 防火管理者は、用途変更・間仕切変更・内装等の変更工事等又は催物の開催など不定期に行われる工事等において、工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行うものとする。

また、条例第59条の3に基づく催物の開催において、催しの興行主側が作成する催物会場を管理するために必要な計画（会場管理計画）の確認を行うものとする。

第5節 避難安全確保業務

（施設に対する遵守事項）

第24条 防火管理者又は従業員等は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他のために使用する避難施設
 - ア 避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。
 - イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持すること。
 - ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
- (2) 火災が発生したとき延焼を防止し、又は有効な消防活動を確保するための防火設備
 - ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

なお、防火戸の開閉位置と他の部分とを色別しておくこと。
 - イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

(避難経路図)

第25条 防火管理者は、人命の安全を確保するため、各階ごとに消防用設備等の設置図及び屋外へ通ずる避難経路を明示した避難経路図を別図1のとおり作成し、事業所自衛消防隊員並びに作業員等に周知徹底するものとする。

(収容人員の管理)

第26条 一時的に用途を変更し、混雑が予想される場合は、避難経路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置をとるものとする。

(客席、避難通路の管理) 劇場等の場合

第〇条 条例に定める基準に従い、客席及び避難通路を管理するものとする。

(避難経路図の掲出) 旅館、ホテル又は宿泊所の場合

第〇条 宿泊室の見やすい場所には、当該宿泊室から屋外へ通ずる避難経路を明示した避難経路図を掲出するものとする。

(避難通路の確保) 百貨店等避難通路を確保しなければならない場合

第〇条 条例に定めるところにより、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 1.8メートル以上の幅員の主要避難通路を保有すること。
- (2) 主要避難通路は避難口に有効に通じさせるとともに、色別等により他の部分と区分すること。
- (3) 避難上必要な位置に、幅員1.2メートル以上の補助避難通路を、主要避難通路又は避難口に有効に通ずるように保有すること。

(避難通路の確保) キャバレー等及び飲食店で避難通路を確保しなければならない場合

第〇条 条例に定めるところにより、客席は、いす席、テーブル席又はボックス席7個以上を通過しないで、有効幅員1.6メートル以上の避難通路に達するように確保するものとする。

(避難管理) ディスコ、ライブハウス、カラオケルーム等の場合

第〇条 条例に定めるところにより、非常の際には速やかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを保つものとする。

(定員の管理) 劇場等の場合

第〇条 条例に基づき、次の事項を遵守し、定員の管理に努めるものとする。

- (1) 条例で定められている定員を超えて、客を入場させないこと。
- (2) 客席内の避難通路に、客を収容しないこと。
- (3) 出入口や切符売場の見やすい場所には、定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げること。

第6節 教育・資格管理業務

(防災教育の実施時期等)

第27条 防災教育の実施時期、実施対象者、実施回数は、次の表のとおりとする。

			防火 管 理 者	防 火 担 当 責 任 者	火 元 責 任 者	催 物 主 催 責 任 者	催 物 の 火 気 取 扱 責 任 者
新入社員	採用時	採用時1回	○				
正社員	○月、○月	年 2 回	○				
	朝礼時	必要の都度		○	○		
派遣社員	採用時等	採用時1回その 他必要の都度	○				
	朝礼時	必要の都度		○	○		
アルバイト ・パート	採用時等	採用時1回その 他必要の都度	○				
	朝礼時	必要の都度		○	○		
舞台出演者	催物開催前	1 回 以 上	○			○	
	催物開催中	必要の都度				○	○
催物係員	催物開催前	1 回 以 上	○			○	
	催物開催中	必要の都度				○	○
備 考	○印は、対象者に対する実施者を示す。						

(防災教育の内容)

第28条 防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、おおむね、防災教育の内容は次によるものとする。

- (1) 消防計画について
- (2) 従業員等の守るべき事項について
- (3) 火災発生時の対応について
- (4) 地震時の対応について
- (5) 防火管理マニュアルの徹底に関すること。
- (6) その他火災予防上及び自衛消防上必要な事項

(講演会等)

第29条 管理権原者は、防火管理者をはじめ火元責任者その他の防火管理業務に従事する者に対する知識及び技能の向上を図るため、消防機関等が実施する防火・防災関連行事に積極的に参加させるものとする。

- 2 防火管理者は、消防機関が行う講習会及び研修会等に参加するとともに従業員に対する防火講演等を随時開催するものとする。

(ポスター、パンフレットの作成及び掲示)

第30条 防火管理者は、パンフレットその他の資料を作成するとともに、消防機関から配布されるポスターを見やすい場所に掲示し、防火思想の普及を図るものとする。

2 防火管理者は、警戒宣言発令時にとるべき措置について、放送、掲示物その他により適時に広報を行う。

(防火管理者の再講習)

第0条 防火管理再講習の受講義務がある防火管理者は、甲種防火管理新規講習又は再講習を修了してから5年以内に甲種防火管理再講習を受講する。

2 管理権原者は、前項の受講に際して、必要な措置を講ずる。

(防火管理技能者の再講習)

第0条 防火管理技能者は、防火管理技能講習、又は防火管理技能再講習の修了証の交付を受けた日から5年以内ごとに防火管理技能再講習を受講する。

2 管理権原者は、前項の受講に際して、必要な措置を講ずる。

(防災センター要員の資格管理)

第0条 管理権原者は、防災センター要員に対し、計画的に「防災センター要員講習」を受講させることによりその育成を図るものとする。

2 防火管理者は、防災センター等において消防・防災設備等の監視、操作に従事することとなった者に対して、防災センター要員講習を受講させるものとする。

3 防火管理者は、防災センター要員の受講状況を常に把握し、防災センター要員講習修了証の交付を受けている者は、当該修了証の交付を受けた日から5年以内に防災センター実務講習を受講させるものとする。

4 防火管理者は「防災センター要員講習」を修了した者を別表12に記載するとともに、資格保有者の変更について消防機関に連絡するものとする。

(防災センター勤務員の教育)

第0条 防火対象物自衛消防隊の本部隊員となる防災センター勤務員の教育は、防火管理者が実施計画表を作成し、個人、集合、部分教育を実施し、その都度効果確認を行い、記録しておくものとする。

(自衛消防活動中核要員の資格管理)

第0条 管理権原者は、従業員に自衛消防技術認定証を取得させ、計画的に自衛消防活動中核要員を養成するものとする。

2 防火管理者は、自衛消防活動中核要員（自衛消防技術認定証取得状況）を別表12に記載するとともに、資格者の変更の都度、防火対象物自衛消防隊長（統括防火管理者）へ連絡する。

第7節 消防機関との連絡業務

(消防機関との連絡)

第31条 管理権原者等は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

(1) 防火管理者選任（解任）届出

防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したときは、管理権原者が届け出ること。

(2) 消防計画作成（変更）届出

消防計画を作成したとき、又は次に掲げる事項に該当したときは、防火管理者が届け出ること。

- ア 管理権原者又は防火管理者の変更
- イ 事業所自衛消防隊に関する事項の大幅な変更
- ウ 用途の変更、増築、改築、模様替え等による消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更
- エ 防火管理業務の一部委託に関する事項で次に掲げる内容の変更
 - (ア) 受託者の氏名及び住所
 - (イ) 受託方式
 - (ウ) 受託者の行う事業所防火管理業務の範囲
 - (エ) 受託者の行う事業所防火管理業務の方法
- (3) 自衛消防訓練実施の通報
自衛消防訓練を実施するときは、防火管理者があらかじめ消防機関へ通報すること。
- (4) 禁止行為の解除承認申請
喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込みを禁止されている場所において、これらの行為を行おうとするときは、管理権原者及び防火管理者が確認をした後申請すること。
- (5) 防火対象物の点検結果報告書を1年に1回、管理権原者及び防火管理者が確認をした後、報告すること。
- (6) 総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書を○年に○回、管理権原者及び防火管理者が確認をした後報告すること。
- (7) 防火対象物工事等計画届出
建物の修繕、模様替え、間取り又は天井の高さの変更その他これらに類する工事、客席又は避難通路の変更、若しくは用途変更を行う場合は、工事に着手する日の7日前までに管理権原者が届け出ること。
- (8) 防火対象物使用開始届出
前項の工事後の使用を開始する日の7日前までに管理権原者が届け出て検査を受けること。
- (9) 防火対象物一時使用届出
事務室や倉庫等を一時的に不特定の者が出入りする店舗等として使用する場合には、使用を開始する日の7日前までに管理権原者が届け出て、検査を受けること。
- (10) 観覧場又は展示場における催物の開催届出
観覧場又は展示場において、概ね1,000人以上の多数の者を収容して演劇、コンサート、スポーツ興行等を行う場合は、催しを行う3日前までに興行主が届け出ること。
- (11) 防火管理技能者選解任届出
防火管理技能者を定めたとき、又はこれを解任したときは、遅滞なく管理権原者が届け出ること。
- (12) 防火管理業務計画作成（変更）届出
防火管理業務計画を作成し、又は変更したときは、防火管理技能者が届け出ること。
- (13) その他
建物及び諸設備の設置又は変更を行うときは、事前に連絡するとともに、法令に基づく諸手続きを行うこと。

（防火管理維持台帳の作成、整備及び保管）

第32条 管理権原者は、前条で報告又は届出した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とと

もに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備及び保管しておくものとする。

- 2 転売等により管理権原者が変更となる場合は、防火管理維持台帳のうち竣工からの建築関係及び消防用設備等・特殊消防用設備等に関する届出書類や図面等の関係書類を確実に引き継ぐものとする。

第〇節 防火管理業務の委託

(防火管理業務の委託状況)

第〇条 防火管理業務の委託については、別表9のとおりとする。

- 2 管理権原者及び受託者は、防火管理業務の委託契約等の内容が確実に履行されるように努めるものとする。

(防火管理業務の一部委託の内容チェック)

第〇条 管理権原者は、委託を受けて防火管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）と防火管理業務の適正化を図るため、委託契約等の内容を、別表10「防火管理業務一部委託契約書等の内容チェック表（管理権原者の自己チェック表）」のとおり自己チェックする。

- 2 受託者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、事業所自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。
- 3 受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告しなければならない。

第〇節 防火管理技能者の選任と責務

(防火管理技能者の選任状況)

第〇条 防火管理技能者の選任状況は、下表のとおりである。

事業所名	氏名 選任年月日（ ）	委託選任 該否(注)	担当する区域

(注) 委託選任とは、防火管理技能者の業務を第三者に委託し、当該受託者の派遣従業員を選任すること。

(防火管理技能者の責務等)

第〇条 防火管理技能者は、防火管理者の指示を受け、防火管理業務計画を作成し、消防法、消防法施行令及び火災予防条例の規定並びに消防計画及び防火管理業務計画に従って、次に掲げる防火対象物全体にわたる防火管理業務の補助を行う。

- (1) 自衛消防の組織の編成に関すること。
 - (2) 防火対象物の火災予防上の自主検査に関すること。
 - (3) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備に関すること。
 - (4) 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。
 - (5) 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関すること。
 - (6) 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。
 - (7) 防火上必要な教育に関すること。
 - (8) 火災、地震その他の災害等が発生した場合の防火対象物における初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供その他の自衛消防活動に関すること。
 - (9) 自衛消防活動に係る訓練の実施に関すること。
 - (10) 防火管理についての消防機関との連絡に関すること。
 - (11) 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関すること。
 - (12) 消防計画の作成及び変更に関すること。
 - (13) その他防火管理上必要な事項に関すること。
- 2 防火管理技能者は、防火管理業務の補助を行う上で、防火担当責任者及び火元責任者その他の防火管理業務に従事する者に対する指示を行うとともに、必要な報告を求めることができる。
- 3 防火管理技能者は、災害等発生時における防火対象物自衛消防隊長不在時の代行者兼副隊長（技術的補助者）及び自衛消防訓練指導者としての業務を行う。

事業所自衛消防隊を編成する場合

第3章A 自衛消防業務

第1節 自衛消防活動業務

第1款 事業所自衛消防隊の組織

(事業所自衛消防隊の設置)

第33条 火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、〇〇〇〇株式会社事業所自衛消防隊（以下「事業所自衛消防隊」という。）を設置する。

2 事業所自衛消防隊には、事業所本部隊及び事業所地区隊を編成するものとする。

3 事業所本部隊に事業所自衛消防隊長及び班を置く。

(1) 事業所自衛消防隊長は、防火管理者がその任務にあたる。

(2) 事業所自衛消防隊長には、その任務の代行者（以下「事業所自衛消防隊長の代行者」という。）を定める。

(3) 班は、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、各班には班長を置く。

4 事業所地区隊に事業所地区隊長及び班を置く。

班は、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、各班には班長を置く。

5 事業所自衛消防隊の編成及び主たる任務は別表11のとおりとする。また、資格者管理表は別表12のとおりとする。

第2款 権限等

(事業所自衛消防隊長等の権限)

第34条 事業所自衛消防隊長は、事業所自衛消防隊が火災、地震その他の災害等が発生した場合の本事業所における自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

2 管理権原者は、事業所自衛消防隊長の代行者に対し、事業所自衛消防隊長の任務を代行するために必要な、指揮、命令、監督等の権限を付与する。

(事業所自衛消防隊長等の責務)

第35条 事業所自衛消防隊長は、管理権原者の命を受け、事業所自衛消防隊の機能が有効に発揮できるよう隊を統括するとともに、消防隊への情報提供等消防隊との連携を密にしなければならない。

2 事業所自衛消防隊長の代行者は、事業所自衛消防隊長が不在となる時間帯に、代行の優先順位に従って事業所自衛消防隊長の任務を代行する。

3 事業所地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに事業所自衛消防隊長への報告、連絡を密にする。

第3款 自衛消防活動等（火災）

（事業所本部隊の任務）

第36条 事業所本部隊は、事業所の管理する区域で発生する火災における初動対応及び全体の統制を行うものとする。

2 事業所本部隊は、次の活動を行うものとする。

- (1) 事業所本部隊の通報連絡（情報）班は、本部員として活動拠点における任務にあたる。
- (2) 事業所本部隊の初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班は、事業所地区隊長の指揮下で現場員として火災発生場所における任務にあたる。
- (3) 事業所自衛消防隊長は、事業所地区隊長が不在となった区域で火災が発生した場合、現場に駆け付ける現場員のうち1名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動指揮にあたらせる。
- (4) 現場員は、事業所地区隊長が不在となった区域で火災が発生した場合、指揮担当の指揮下で、情報収集、初期消火、避難誘導、安全防護、応急救護の任務にあたる。

3 火災が発生した場合は、共同防火管理協議事項における全体の消防計画に基づき、他の事業所の事業所自衛消防隊と協力して、自衛消防活動を行うものとする。

（事業所地区隊の任務）

第37条 事業所地区隊は、当該事業所地区隊の管理する区域で発生する火災において、当該事業所地区隊が中心となり、当該事業所地区隊長の指揮のもとに初動措置を行うものとする。

2 火災が発生した場合は、共同防火管理協議事項における全体の消防計画に基づき、他の事業所の事業所自衛消防隊と協力して、自衛消防活動を行うものとする。

（通報連絡、情報収集）

第38条 火災の発見者は、消防機関（119番）への通報及び防災センターに場所、状況等を速報するとともに、周辺に火災を知らせるものとする。

2 事業所本部隊の通報連絡（情報）班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 本部員として活動拠点における任務にあたる。
- (2) 現場確認者等から火災の連絡を受けた時は、直ちに119番通報する。
- (3) 火災発生確認後、速やかに、避難が必要な階の在館者への避難誘導放送を行う。
- (4) 事業所自衛消防隊長、事業所地区隊長及び関係者への火災発生の連絡を行う。
- (5) 避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況の連絡を行う。

3 事業所地区隊の通報連絡（情報）班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 出火場所、火災規模、燃えているもの、延焼危険の確認
- (2) 消火活動状況、活動人員の確認
- (3) 逃げ遅れ、傷者の有無及び状況の確認
- (4) 区画形成状況の確認
- (5) 危険物等の有無の確認
- (6) 前(1)～(5)の情報の事業所自衛消防隊長又は事業所地区隊長への伝達
- (7) 情報収集内容の記録

（消火活動）

第39条 事業所本部隊の初期消火班員は、事業所地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓設備等を活用して適切な初期消火を行うとともに防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。

る。

2 事業所地区隊における消火活動は、初動措置に主眼をおき活動する。

なお、自己事業所地区隊の担当区域外で発生した場合は、臨機の措置を行うとともに、事業所自衛消防隊長等の指示により行動するものとする。

(避難誘導)

第40条 事業所本部隊の避難誘導班員は、火災が発生した場合、事業所地区隊と協力して出火階及びその上階の者を優先して避難誘導にあたるものとする。

2 エレベーターによる避難は原則として行わないものとする。

3 屋上への避難は原則として行わないものとする。

4 避難誘導班員の部署は、非常口、特別避難階段附室前及び行き止まり通路等とする。

また、忘れ物等のため、再び入る者のないように万全を期するものとする。

5 避難誘導にあたっては、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させる。

6 負傷者及び逃げ遅れ等について情報を得たときは、直ちに本部に連絡する。

7 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、共同防火管理協議事項における全体の消防計画に定める防火対象物自衛消防隊の本部に報告する。

8 事業所地区隊の避難誘導班は、避難者に対し、前各項に従い誘導にあたるものとする。

(安全防護措置)

第41条 安全防護班員は、火災が発生した場合、排煙口の操作を行うとともに防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行うものとする。

(応急救護)

第42条 救護所は、消防隊の活動に支障のない安全な場所に設置する。

2 応急救護班員は、応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとり、速やかに負傷者を病院に搬送できるように適切な対応をとるものとする。

3 応急救護班員は、負傷者の氏名、住所、電話番号、搬送病院、負傷程度等必要な事項を記録すること。

(消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等に従事する者が特定できない場合に火災が発生した時の対応)

第〇条 管理人又は自動火災報知設備の受信機の設置場所と同一階の居住者等は、次の対応を行うものとする。

(1) 地区音響等が鳴動した場合は、自動火災報知設備の受信機により発報箇所を確認し現場へ急行する。

(2) 火災であることを確認した場合は、周囲に火災を知らせるとともに、最寄りの電話で消防機関(119番)に通報する。

(3) 初期消火は、消防隊が到着するまで居住者等が協力して行う。

自動火災報知設備と音声警報鳴動方式の非常放送設備が連動している場合

(防災センター要員等が1名で勤務している場合)

第〇条 防災センター又は自動火災報知設備の受信機の設置場所(以下「防災センター等」とい

う。)に防災センター要員等が1名しかいない場合は次の対応を行うものとする。

(1) 自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めたときは、消火器、マスターキー、携帯電話等を持って現場へ急行する。

(非常放送設備は自動的に「感知器発報放送」のメッセージがながれる。)

(2) 火災であることを確認した場合は、周囲に火災を知らせるとともに、自動火災報知設備の発信機を押した後、直ちに消防機関(119番)に通報する。

(非常放送設備は、発信機を押すか又は非常電話を起動させると自動的に「火災放送」がながれる。)

(3) 現場に急行した防災センター要員等は、初期消火及び避難誘導を行う。

(防災センター要員等が2名以上で勤務している場合)

第〇条 防災センター等に防災センター要員等が2名以上いる場合は次の対応を行うものとする。

(1) 自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めたときは、1名以上の防災センター要員等を防災センター等に残し、他の者は消火器、マスターキー、携帯電話等を持って現場へ急行する。

(2) 現場へ急行した防災センター要員等は、自動火災報知設備の発信機を押すか又は非常電話等により防災センター等へ連絡する。

また、現場から防災センター等へ火災である旨の連絡があった場合は、直ちに消防機関(119番)へ通報する。

(3) 防災センター等に残った防災センター要員等は、火災の状況によっては必要により非常放送設備を手動に切り替え必要な事項を放送する。

(4) 在館者(劇場等の観客、百貨店の顧客等)の混乱を防ぐため、従業員のみにわかる暗号文を放送する場合には感知器が発報した旨の放送の後に、非常放送設備を手動により起動させ暗号文を放送する。

なお、放送文は別記11によるものとする。

(自動通報) 有人直接通報を行っている場合

第〇条 防災センター要員は、自動火災報知設備が作動し、火災通報装置から消防機関へ通報された場合には、消防機関からの着信信号を確認すること。

2 誤作動により直接通報された場合は、非常停止ボタンを押し、通報を中止すること。

ただし、通報の中止が間に合わなかった場合には、119番送受話器を使用し又は119番を行い、誤作動であることを連絡すること。

(自衛消防活動中核要員等の装備)

第〇条 防火対象物本部隊の自衛消防活動中核要員等の装備並びに管理は、次によるものとする。

(1) 装備

ア 個人用装備

(ア) 防火衣……………○着

(イ) ヘルメット……………○個

(ウ) 警笛……………○個

(エ) 携帯用照明器具……………○器

(オ) 携帯用無線機……………○機

イ 隊用装備

- (ア) 消火器……………○本
- (イ) とび口……………○本
- (ウ) ロープ……………○本
- (エ) 携帯用拡声器……○器
- (オ) 救出用具（バール、ジャッキ等）…○セット
- (カ) 担架……………○基
- (キ) 応急手当用具（包帯、三角巾等）…○セット

(2) 装備の管理

防火対象物本部隊の自衛消防活動中核要員等の装備品は、防災センターなどに防火対象物自衛消防隊長が、保管し、必要な点検を行い、常時使用できる状態で維持管理する。

(ガス漏えい時の活動)

第〇条 都市ガス漏えい事故防止の対策は、別記12による。

(停電発生時の対応)

第〇条 停電発生時の出火防止対策は、別記13による。

第〇款 営業時間外等における自衛消防活動体制

(営業時間外等における巡回等)

第〇条 防災センター要員等は、定時に巡回する等火災防止上の安全を確認するものとする。

(営業時間外等における自衛消防活動体制)

第〇条 営業時間外等における自衛消防活動組織は、別表13に示すところによる。

2 営業時間外等に発生した火災に対しては、次の措置を行うものとする。

(1) 火災を発見した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、ビル内残留者に火災の発生を知らせ、防火対象物自衛消防隊長、防火管理者等関係者に別に定める緊急連絡網により急報するものとする。

(2) 消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

3 営業時間外等に発生した火災に対しては、在館中の事業所の従業員が協力するものとする。

(自動通報) 無人直接通報を行っている場合

第〇条 休日、夜間などの営業時間外等の無人時においては、無人直接通報を行う。

2 火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、現場に駆けつけるものとする。

(自動通報) 即時通報を行っている場合

第〇条 休日、夜間などの営業時間外等の無人時においては、即時通報を行う。

2 火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、現場に駆けつけるものとする。

第2節 震災対策

第1款 震災に備えての事前計画（地震災害予防措置）

（ハザードマップ等の確認）

第43条 防火管理者は東京都が作成・公表する震災の被害予測や区市町村が作成する防災マップ等を定期的に確認し、防火対象物の存する地域の震災時の延焼、建物倒壊等の危険実態の把握に努める。

また、訓練実施時や従業員教育等の機会を活用し、従業員等に対し、把握した危険実態等の啓発に努める。

（点検と安全措施等）

第44条 各点検・検査員及び火元責任者等は、地震時の災害を予防するために、第2章第2節に基づく各種施設、設備器具の自主点検・検査に合わせ次の措置を行うものとする。

- (1) 建築物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）の倒壊、転倒、落下を防止すること。
- (2) 火気使用設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないこと。
- (3) 火気使用設備器具等の自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査を行うこと。
- (4) 危険物施設における危険物等の転倒、落下、浸水などによる発火防止及び送油管等の緩衝装置の検査を実施すること。

（オフィス家具類等の転倒落下防止措置）

第45条 防火管理者は、倉庫、事務室内、避難通路、出入口等のオフィス家具類の転倒・落下防止に努めるものとする。

各点検・検査員及び火元責任者は、第2章第2節に基づく各種点検に合わせ、別表14のチェックリストを活用して、オフィス家具類等の転倒・落下防止措置が行われていることを確認し、行われていない場合は必要な措置を講じる。

（非常用物品等の準備）

第46条 管理権原者は、地震その他の災害等に備え非常用物品等を確保するよう努める。

防火管理者は、非常用物品の点検整備を、定期に実施する。なお、点検は、地震想定訓練実施時に合わせて行う。

(周辺地域の事業所、住民等との連携及び協力体制の確立)

第47条 管理権原者は、周辺地域と協議し、地震その他の災害発生時の応援体制について、消火活動及び救助・救護活動等に関する応援協定の締結等協力体制の確保に努める。

2 協定締結事業所と合同で訓練を行うよう努める。

締結応援協定名 _____

参加事業所数 _____ 参加町会数 _____

3 協定の概要については、本計画に添付のとおり。

第2款 震災時の活動計画

(事業所自衛消防隊の任務)

第48条 震災により防火対象物内で火災が発生した場合は、第1節第3款の自衛消防活動を行う。

2 火災以外の被害が発生した場合の任務は、火災時の自衛消防隊の組織を活用する。

3 初期消火班は救助班として任務を行う。

(震災時の自衛消防活動の原則)

第49条 震災時の自衛消防活動は、防火対象物地区隊ごとでの活動を原則とする。

2 事業所自衛消防隊長は、自己地区の被害状況及び活動状況を把握し、防火対象物自衛消防隊長に適宜報告する。

3 自己地区のみで活動が困難な場合、事業所自衛消防隊長は防火対象物自衛消防隊長に応援要請を行う。

4 防火対象物の活動が終了した後、防火対象物自衛消防隊長の指示により、第47条に定める応援協定に基づく応援に移行する。

(地震発生時の安全措置)

第50条 地震が発生した場合は、次の安全措置を行う。

(1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

(2) 揺れがおさまったら、火気使用設備器具の直近にいる従業員は、電源、燃料等の遮断等を行う。

(3) 従業員は、周囲の機器、物品等の転倒、落下等の有無と異常があった場合には、事業所自衛消防隊長に報告する。

(4) 防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。

(被害状況・活動状況の把握)

第51条 事業所自衛消防隊長は、自己事業所内の被害状況を速やかに把握するよう努める。

2 各火元責任者は、被害状況を確認し、事業所自衛消防隊長に報告する。

3 従業員は、周囲の機器、物品等の転倒、落下等の有無と異常があった場合には、事業所自衛消防隊長に報告するものとする。

4 事業所自衛消防隊長は、把握した被害状況及び活動状況を防火対象物自衛消防隊長に報告する。

5 事業所自衛消防隊長は、活動が終了した場合、防火対象物自衛消防隊長に報告する。

(消防機関への通報)

第52条 消防機関への通報は、努めて防火対象物自衛消防隊長が行う。ただし、火災が発生した場合又は防火対象物自衛消防隊へ連絡がとれない等緊急を要する場合は、防火対象物地区隊の通報連絡班から通報し、通報後その旨を防火対象物自衛消防隊本部に通報する。

2 地震の被害状況により、電話回線が使用不能な場合は、近くの消防署へ駆けつけ、火災等の発生状況、救出、救護が必要な状況を通報する。

(初期救助、初期救護)

第53条 地震時の初期救助、初期救護については、次の活動を行う。

(1) 応急救護班は負傷者が発生した場合、応急手当を行うとともに、地震の被害状況により緊急を要する場合は、救護所、医療機関に搬送する。

(2) 建物等の下敷きになっている者等救出が必要な者を発見した場合は、事業所自衛消防隊長に知らせる。救出可能なときは、周囲の者と協力して救出を図る。

(3) 倒壊建物に挟まれたり、閉じ込められた人の救出にあたっては、状況を事業所自衛消防隊長に知らせるとともに、救出作業及び要救助者の安全を確認しながら作業を行うこと。

(4) 救助活動は、避難経路の安全を確保して実施すること。

(5) 倒壊現場付近では、消火器や水バケツ等を準備し、不測の事態に備えること。

(6) 救出の優先順位は、人命の危険が切迫している人から救出し、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先すること。

(7) チェーンソー等危険が伴う救出資器材は、努めて機器の取扱いに習熟した者が担当すること。

(8) 救出した人に対しては、救出した時間、場所等を記入した傷病者カードを掲示すること。

(エレベーターの閉じ込め対策)

第54条 従業員は、以下の活動を行う。

(1) エレベーターに閉じ込められた場合は、インターホンにより防災センター等に閉じ込められた旨を早急に連絡するとともに、けが人の有無等を伝える。

(2) エレベーター内の閉じ込めを発見した者は、速やかに防火対象物自衛消防隊長に連絡する。

(3) 事業所自衛消防隊長は、エレベーターが使用できない場合又は一部のエレベーターのみが動いている場合は、在館者に伝達するとともに、各階に掲示し、利用の自粛を図る。

(震災以外の事象への準用)

第55条 前条は震災以外のエレベーター閉じ込め発生時に準用する。

(周辺地域の応援)

第56条 防火対象物自衛消防隊長の指示により、自衛消防隊は周辺地域の消火活動及び救助活動等を行う。

(避難)

第57条 地震時の避難については、従業員等の混乱防止に努めるほか次によるものとする。

1 建物からの避難

(1) 事業所自衛消防隊長は、建物の倒壊危険等がある場合は、在館者を速やかに屋外に避難させ、避難完了後防火対象物自衛消防隊長に報告する。

(2) 避難は原則として防火対象物自衛消防隊長からの連絡又は防災関係機関の避難命令により行う。

(3) 事業所自衛消防隊長は、防火対象物自衛消防隊長からの避難指示があるまで、従業員等を落ち

着かせ、照明器具や棚等の転倒落下に注意しながら柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。

- (4) 営業の継続困難な場合は、救助活動等の自衛消防活動と並行して、客を屋外その他の安全な場所へ避難させる。
- (5) 安全防護班は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。
- (6) 防火対象物自衛消防隊長は、事業所自衛消防隊長と連携し、防火対象物全体での避難誘導に努める。

2 避難場所等への避難

- (1) 従業員等を避難場所等に誘導するときは、一時集合場所（〇〇〇〇）及び避難場所（〇〇区〇〇町〇丁目「〇〇〇〇公園」）までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。
- (2) 避難する際は、車両等を使用せず全員徒歩とする。
- (3) 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、避難の際には先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- (4) 避難経路は、道路状況、地域の被害状況等を考慮し、選定する。
- (5) 避難する際には、自己事業所のブレイカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行うとともに防火対象物自衛消防隊長にその旨を報告する。

（帰宅困難者対策）

第58条 事業所自衛消防隊長は、帰宅困難者の発生に備え、前条の避難誘導に合わせ以下の活動を行う。

- (1) 鉄道等交通機関の運行状況の把握に努め、館内放送等を活用して、在館者に適宜伝達する。
- (2) 交通機関が停止し営業を停止する場合は、第57条に基づき、帰宅困難な客を避難場所等まで避難誘導する。
- (3) 第76条に基づく時差退社は、ターミナル駅への帰宅困難者の殺到を防ぐため、交通機関の運行状況を確認した後に実施する。

（地震後点検と安全措置）

第59条

- (1) 建物の点検担当者は、施設の点検を行い、亀裂や崩壊等を発見した場合は、速やかに事業所自衛消防隊長に報告するとともに応急措置を行う。
- (2) 火気使用設備器具は、安全を確認した後、使用を再開する。
- (3) 各点検、検査員及び火元責任者等は、地震後速やかに消防用設備等点検を実施し異常の有無を事業所自衛消防隊長に報告すること。
点検の結果、使用不能な消防用設備等があった場合は、必要により代替え、増強を図るものとする。
- (4) 事業所自衛消防隊長は、点検の結果、応急措置の内容及び使用制限の内容について防火対象物自衛消防隊長に報告する。

第3款 施設再開までの復旧計画

（危険物、ガス、電気等に関する二次災害発生防止措置）

第60条 震災後の二次災害発生を防止するために、第9条で定める各点検・検査員等は、次の措置を

行う。

(1) 火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。

(2) 危険物物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は立入禁止措置を行う。

2 二次災害の発生に備えて、消防用設備等の使用可否の状況を把握するとともに、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておく。

(復旧作業等の実施)

第61条 防火管理者は、復旧又は建物を使用再開しようとするときは、次に掲げる措置を講じる。

(1) 復旧作業に係る工事人に対する出火防止等の教育を徹底する。

(2) 復旧作業に係る立入禁止区域を指定するとともに従業員等に周知徹底する。

(3) 復旧作業と事業活動が混在する場合は、相互の連絡を徹底するとともに監視を強化する。

(4) 復旧工事に伴い、通常と異なる利用形態となることから避難経路を明確にするとともに従業員に周知徹底させる。

第4款 警戒宣言が発せられた場合の対策

(地震対策のための事業所自衛消防隊)

第62条 警戒宣言が発せられた場合に事業所自衛消防隊は、別表11に定める任務を行うものとする。

(休日、夜間等の営業時間外等における事業所自衛消防隊)

第63条 別表13に定める体制をとり、別表11の任務を行うものとする。

2 別に定める連絡表により必要な要員を招集するものとする。

3 警戒宣言の発令を知ったとき、招集要員は自主的に集結するものとする。

(営業方針等)

第64条 警戒宣言が発せられた場合は、従業員の時差退社及び残留保安要員の確保を図り、在館者の混乱防止のため原則として営業を中止する。

2 出勤途上又は外出中に警戒宣言の発令を知った場合は、招集要員以外は帰宅し、待機する。

3 従業員の時差退社の計画は別表15のとおりとする。

(東海地震注意情報の報告等)

第65条 東海地震注意情報の発表を知った従業員は、直ちに防火管理者等に報告する。

2 報告を受けた防火管理者等は、テレビ・ラジオを通じて情報確認のうえ、本計画に基づく必要な措置をとるものとする。

(地震対策委員会の招集)

第66条 本部長は東海地震注意情報を知ったときは、地震対策委員会を招集し、次の事項を協議し、決定するものとする。

(1) 東海地震注意情報の段階における対応措置

ア 東海地震注意情報の伝達方法

イ 事業所自衛消防隊の任務の確認

(2) 警戒宣言が発せられた場合の顧客等の取扱い

(3) 出火防止のための応急措置対策の確認

(4) 時差退社の決定及び残留者の決定

(5) その他必要事項

2 委員会の構成は、別表2の構成員及び事業所自衛消防隊長以上をもって構成する。

(事業所自衛消防隊員に対する指示等)

第67条 本部長は、各事業所自衛消防隊員等に対し、速やかに地震対策委員会の結果、警戒宣言が発せられた場合の措置、任務分担等必要事項を伝達指示するものとする。

(在館者に対する情報伝達)

第68条 在館者に対し、放送設備により、東海地震注意情報について、別記11に定める放送文例をもって伝達するものとする。

(警戒本部の設置)

第69条 本部長は、警戒宣言が発せられた場合、警戒本部を防災センターに設置する。

2 警戒本部の構成員は、前条第66条第2項と同様とする。

3 警戒本部の任務は、次のとおりとする。

(1) 警戒宣言が発せられた場合の緊急点検及び被害防止措置等の進行管理

(2) 計画に定められた事項のうち、重大な内容の臨時的変更

(3) 計画に定められた事項以外の重要事項の決定

(4) 自衛消防隊員及び従業員等に対する指示・命令

4 防火対象物本部隊の各班長及び事業所自衛消防隊長は、応急対策及び時差退社等の進行状況等必要な事項を、随時、防火対象物本部隊に報告する。

5 警戒本部には、本部の位置を示す表示板、各階の平面図、トランシーバーなど本部の活動に必要なものを準備する。

(従業員に対する警戒宣言が発せられた場合の伝達等)

第70条 警戒本部は警戒宣言が発せられた場合、従業員に対して、放送設備により、別記11に定める放送文例をもって伝達する。

2 事業所自衛消防隊長は、それぞれの避難誘導班に指定されている者を所定の場所に配置する。

(在館者に対する警戒宣言が発せられた場合の伝達)

第71条 在館者に対する警戒宣言が発せられた場合の伝達は、避難誘導班の配置完了後、別記11に定める放送文例により非常放送を行うものとする。

(誘導案内)

第72条 避難誘導班は携帯用拡声器、ロープ等を携行し、所定の位置につき、混乱防止を主眼に適切な誘導、案内を行うものとする。

2 混乱を防止するために、避難階に近い階層より順次行うものとする。

(火気使用の中止等)

第73条 警戒宣言が発せられた場合は、禁煙とし、火気使用設備器具等の使用を原則として中止し、やむを得ず火気を使用する場合は、防火管理者の承認を得て必ず従業員に監視させ、直ちに消火できる体制を講じておく。

2 危険物の取り扱いには直ちに中止し、やむを得ず取り扱う場合は、防火管理者の承認を得て出火防止等の安全対策を講じたうえで行うものとする。

3 エレベーターは、地震時管制運転装置付のものを除き、運転を中止する。

(従業員の実施する被害防止措置)

第74条 警戒宣言が発せられた場合に従業員が実施すべき被害を防止する装置は、次による。

(1) 窓ガラス等の落下、散乱防止

- (2) 照明器具等の固定
- (3) 事務機器、商品等の転倒、落下防止
- (4) 初期消火用水の確保
- (5) 非常持ち出し品の準備

(工事及び高所作業の中止)

第75条 防火管理者は、警戒宣言が発せられた場合は、建築工事及び窓ふきその他の高所作業を行う者に対して、工事資機材の安全措置を施して工事等を中止させる。

(時差退社等)

第76条 事業所自衛消防隊長は、従業員の退社について、別表15に基づき退社させるものとする。

2 事業所自衛消防隊長は、前項の時差退社の状況を把握し、防火対象物自衛消防隊長に報告する。

第3節 大雨・強風等に係る自衛消防対策

第1款 事前の備え

(ハザードマップ等の活用)

第〇条 防火管理者は、東京都、区市町村が作成・公表する洪水ハザードマップ、浸水予想区域図などの被害予測を定期的に確認し、自己事業所の存する地域の、水害に対する危険実態の把握に努める。

(点検と安全措置)

第77条 各点検・検査員及び火元責任者は、大雨又は強風等に伴う災害を予防するため各種施設・設備の自主点検に合わせ次の措置を行う。

- (1) 普段使用しない部屋の窓の閉鎖の確認
- (2) 建築物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）の、強風による落下を防止すること。
- (3) 側溝、排水口の清掃状況の確認
- (4) 水防資器材は、定期的に点検・整備を行う。

第2款 大雨又は強風等に伴う災害発生時の活動計画

(自衛消防隊の任務)

第78条 大雨又は強風等に伴う災害発生時（災害の発生が予想される場合を含む。）の自衛消防隊の任務は、火災時の自衛消防隊を活用する。

初期消火班、避難誘導班は、安全防護班として活動する。

(情報の収集及び伝達)

第79条 台風の接近、大雨、洪水、暴風等により被害の発生が予想される場合、事業所自衛消防隊長は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、気象情報や行政機関からの情報収集を行い、必要に応じ在館者に伝達する。

(資器材の点検整備)

第〇条 被害の発生が予想される場合、安全防護班は、資器材の確認、点検等を行い、速やかに使用可能な体制をとる。

(定期巡回の実施)

第80条 通報連絡(情報)班は、定期的に建物内外の巡回を行い、被害状況の把握に努めるとともに、窓や外部に通じる扉の閉鎖を確認し、建物内への浸水や消防用設備の誤作動等の防止を図る。特に、建物外部の冠水状況に注意する。

(地下室等への立入り制限)

第81条 事業所自衛消防隊長は、地下室への進入及びエレベーターの使用が制限された場合、従業員等に伝達する。

(浸水防止措置の実施)

第〇条 事業所自衛消防隊長は、防火対象物自衛消防隊長と連携して、浸水防止措置を行う。人員が不足する場合は、必要に応じ、事業所自衛消防隊長に協力を要請する。

(在館者の避難誘導)

第82条 防火対象物自衛消防隊長が危険と判断した場合又は行政機関からの避難の指示等があった場合は、避難を実施する。

2 避難誘導班は携帯用拡声器、ロープ等を携行し、所定の配置につき、混乱防止を主眼に適切な誘導、案内を行う。

第4節 大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防対策

第1款 事前の備え

(自衛消防の組織)

第83条 大規模テロ等に伴う災害が発生した場合の自衛消防の組織は、火災時の自衛消防組織を活用する。

(自衛消防隊の装備)

第84条 事業所自衛消防隊長は、マスク、防護衣等の避難誘導のための資器材を配置した場合、定期に点検を行う。

第2款 大規模テロ等に伴う災害発生時の活動計画

(行政機関からの指示)

第85条 大規模テロ等に伴う災害においては、行政機関からの指示等に基づき活動することが原則であり、指示等があった場合、事業所自衛消防隊長は防火対象物自衛消防隊長に連絡するとともに、速やかに在館者に伝達する。特に避難場所、避難手段について、確実に伝達する。

避難準備の時間に余裕がない場合

(自己防火対象物で発生した場合の対応)

第86条 自己防火対象物において、大規模テロ等に伴う災害と疑わしい事案が発生した場合は、速やかに屋外に退避し、近隣の堅ろうな建物へ退避する。

2 自己事業所内で発生した場合、自衛消防隊長は、事案が発生した旨を防火対象物自衛消防隊長に報告する。

3 大規模テロ等に伴う災害の兆候の判断基準例は以下のとおり。

- (1) 原因不明の多数の死傷者の発生
- (2) 不自然な場所での爆発災害
- (3) 傷病者の発生とともに、不審物（白い粉、透明な液体等）の存在があった場合
- (4) 傷病者による異常な臭気又は味覚の訴え若しくは症状に一定の傾向がある場合

避難準備の時間に余裕がある場合

(情報の収集・伝達)

第87条 大規模テロ等に係る警報等が発令された場合又は近隣地域で大規模テロ等に伴う災害が発生した場合、事業所自衛消防隊長は、防火対象物自衛消防隊長にその旨を報告する。

2 テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して情報収集を行い、積極的に防火対象物自衛消防隊長と情報交換を行う。

3 行政機関からの指示があるまでは、屋内への避難が原則となることから、自己の判断で避難しないよう、在館者に屋内にとどまるよう伝達する。

(身体防護措置)

第88条 従業員は、行政機関の指示があるまでの間、ガス、空調の停止及び窓の閉鎖等による室内の密閉など事態に応じた安全防護措置を行った後、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。

(営業中止の判断)

第89条 管理権原者は、他の地域で大規模テロ等と疑わしい災害が発生した場合は、被害が広範囲であったり、連続して発生するおそれのある大規模テロ等の特性を考慮して、営業の中止についても考慮する。

第5節 受傷事故等の自衛消防対策

(応急手当の普及促進)

第90条 管理権原者は、従業員の救命講習等の受講を促進し、自衛消防隊の応急救護能力の向上を図るよう努める。

(応急救護資器材)

第91条 防火管理者は、受傷事故等の発生に備え、自衛消防隊の装備として配置された応急救護資器材を、訓練等の機会を活用し保守点検を行い、常時使用可能な状態に保つものとする。

(自衛消防の組織)

第92条 防火対象物内で受傷事故等が発生した場合の自衛消防の組織は、火災時の自衛消防隊を活用する。

(応急救護の実施)

第93条 自己事業所内において受傷事故等が発生した場合、従業員は、119番通報、応急救護等の処置を必要に応じ、協力して実施する。

2 傷病の程度が軽く歩行可能で、救急隊が到着していない場合等の状況に応じ、避難階までの搬送を考慮する。

(通報・連絡体制)

第94条 事業所自衛消防隊長は、必要に応じ防火対象物自衛消防隊長に連絡し、協力を依頼する。

2 事業所自衛消防隊長は119番通報、応急救護等の対応が適切に行われているか確認し、救急隊到着時、受傷事故等の発生場所まで誘導を行う。

(応急救護所の設置の要請)

第95条 多数傷病者が発生した場合は、事業所自衛消防隊長は、防火対象物自衛消防隊長に応急救護所の設置を要請する。

(二次災害の防止)

第96条 事業所自衛消防隊長は、二次災害のおそれがある場合、エスカレーター等受傷事故の原因と考えられる工作物等の使用を、安全が確認されるまで中止する。

2 当該工作物等が共有部分にあるなど防火対象物全体に周知させる必要がある場合は、防火対象物自衛消防隊長に報告する。

第6節 訓練

(訓練の実施)

第97条 防火管理者は、火災、地震等の災害が発生した場合、事業所自衛消防隊が迅速かつ的確に所定の行動ができるように自衛消防訓練を実施するものとする。

(訓練の実施時期等)

第98条 防火管理者は、次により訓練を行うものとする。

(1) 訓練の実施時期

訓練の種別	実施時期	備 考

(2) 防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施にあたらせるものとする。

(3) 訓練の参加者

ア 事業所自衛消防隊員

イ 正社員、パート、アルバイトの中から、半数以上の者

(この場合、全従業員が参加できるように、ローテーションを組んで、参加させるものとする。)

※

(自衛消防訓練の通知)

第99条 防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「自衛消防訓練通知書」等により所轄消防署所へ通報するものとし、実施日時、訓練内容等について事業所自衛消防隊員に周知徹底するものとする。

(訓練の内容)

第100条 訓練は、次の内容を実施するものとする。

(1) 総合訓練

ア 火災総合訓練

別記1「火災総合訓練の実施要領」により実施する。

イ 地震火災総合訓練

別記2「地震火災総合訓練の実施要領」により実施する。

ウ マニュアルによる訓練と併せた検証

東京消防庁の定める指導マニュアルにより実施する。

(2) 部分訓練

ア 消火訓練

別記3「消火訓練の実施要領」により実施する。

イ 通報訓練

別記4「通報訓練の実施要領」により実施する。

ウ 避難訓練

別記5「避難訓練の実施要領」により実施する。

エ 応急救護訓練

別記6「応急救護訓練の実施要領」により実施する。

オ 安全防護訓練

別記7「安全防護訓練の実施要領」により実施する。

カ 地震想定訓練（地震火災を含まない。）

別記8「地震想定訓練（地震火災を含まない。）の実施要領」により実施する。

キ 指揮訓練

各種訓練の仮想想定のもとに隊長、地区隊長、指揮担当等による指揮訓練を実施する。

ク 消防隊の誘導・情報提供訓練

各種訓練の仮想想定のもとに本部隊による消防隊の誘導・情報提供訓練を実施する。

ケ 大雨、強風等に伴う災害に係る訓練

別記9「大雨、強風等に伴う災害に係る自衛消防訓練の実施要領」により実施する。

コ 大規模テロ等に伴う災害に係る訓練

別記10「大規模テロ等に伴う災害に係る自衛消防訓練の実施要領」により実施する。

(3) その他の訓練

ア 建物平面図、配置図、設備図等を使用し、災害を想定した図上の研究、討議を実施する。

イ 消防計画に定められた事業所自衛消防隊の編成及び任務の確認を実施する。

ウ 個々の防火対象物自衛消防隊員がその任務を遂行するために必要な基本的な諸動作、規律の訓練を実施する。

エ 自衛消防活動に供する設備機器及び装備の取扱いを実施する。

(4) 防災センターを活用した訓練

共同住宅が存する複合用途防火対象物で、共同住宅の居住者、管理人、事業所従業員等が、防災センターの機能を有効に活用して火災の被害を最小に抑えられるよう、日頃から次の訓練を実施するものとする。

ア 防災センター側と火災現場側との情報伝達訓練

イ 通報訓練（防災センターからの119番通報訓練等）

ウ 避難訓練（非常放送設備を使用した避難誘導の時期及び誘導方法等）

エ 防災センターに設置されている機器の周知及び取扱い訓練

(ア) 自動火災報知設備の感知器との連動機能

(イ) 各種設備の遠隔操作等

(訓練時の安全対策)

第101条 訓練指導者を〇〇〇〇、安全管理を担当する者を〇〇〇〇とし、訓練指導者は、訓練時における事業所自衛消防隊員の事故防止等を図るための安全管理を実施するものとする。

(1) 訓練実施前

ア 訓練に使用する施設、資器材及び設備等は、必ず事前に点検を実施するものとする。

イ 事前に事業所自衛消防隊員の服装や履物及び健康状態を的確に把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講じること。

(2) 訓練実施中

ア 安全管理を担当する者は、訓練の状況全般が把握できる位置に、補助者は安全管理上必要な箇所に配置し、各操作及び動作の安全を確認すること。

イ 訓練中において、使用資器材及び訓練施設に異常を認めた場合は、直ちに訓練を停止して、是正措置等を講じること。

(3) 訓練終了後

訓練終了後の資器材収納時についても、手袋、保安帽を着装させるなど十分に安全を確保させること。

(訓練実施結果の検討)

第102条 防火管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに訓練実施結果について検討会を開催するとともに、別表16「自衛消防訓練実施結果記録書」に記録し以後の訓練に反映させるものとする。

なお、検討会には原則として訓練に参加した者全員が出席するものとする。

2 防火管理者は、訓練結果を反映した自衛消防訓練実施結果記録書を防火管理関係台帳に綴じて、訓練を行った日から3年間保管しておくものとする。

附 則

この計画は、平成 年 月 日から施行する。

防火対象物自衛消防隊を編成する場合

第3章B 自衛消防業務

第1節 自衛消防活動業務

第1款 防火対象物自衛消防隊の組織

(防火対象物自衛消防隊の設置)

第33条 火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、〇〇〇〇株式会社防火対象物自衛消防隊（以下「防火対象物自衛消防隊」という。）を設置する。

2 防火対象物自衛消防隊には、防火対象物本部隊及び防火対象物地区隊を編成するものとする。

3 防火対象物本部隊に防火対象物自衛消防隊長及び班を置く。

(1) 防火対象物自衛消防隊長は、防火管理者がその任務にあたる。

(2) 防火対象物自衛消防隊長には、その任務の代行者（以下「防火対象物自衛消防隊長の代行者」という。）を定める。

(3) 班は、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、各班には班長を置く。

4 防火対象物地区隊に防火対象物地区隊長及び班を置く。

班は、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、各班には班長を置く。

5 防災センターを防火対象物本部隊の活動拠点とし、防災センター要員を防火対象物本部隊に配置する。

6 防火対象物自衛消防隊には、自衛消防活動中核要員を配置するものとする。

(1) 自衛消防活動中核要員は、自衛消防技術認定証を有する者をあてる。

(2) 防火対象物本部隊に本部中核要員を置く。

(3) 地区中核要員は、防火対象物地区隊に配置し、地区中核要員担当区域における任務にあたる。

(4) 防災センター要員は、本部中核要員に編成する。

7 防火対象物自衛消防隊の編成及び主たる任務は別表11のとおりとする。また、資格者管理表は別表12のとおりとする。

8 管理権原者は防災センター管理計画で定めた限界時間内に、火災対応行動が行える防災センター要員の体制を確保するものとする。

(防火対象物自衛消防隊の活動範囲)

第34条 防火対象物自衛消防隊の活動範囲は、防火対象物全体とする。

2 隣接する防火対象物からの延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、防火対象物自衛消防隊長の判断に基づき活動するものとする。

3 隣接する建物等に対する応援出場は、〇〇ビルとの応援協定の範囲内とする。

4 前3の協定は、管理権原者が行うものとする。

第2款 権限等

(防火対象物自衛消防隊長等の権限)

第35条 防火対象物自衛消防隊長は、防火対象物自衛消防隊が火災、地震その他の災害等が発生した場合の本事業所における自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

2 管理権原者は、防火対象物自衛消防隊長の代行者に対し、防火対象物自衛消防隊長の任務を代行するために必要な、指揮、命令、監督等の権限を付与する。

(防火対象物自衛消防隊長等の責務)

第36条 防火対象物自衛消防隊長は、管理権原者の命を受け、防火対象物自衛消防隊の機能が有効に発揮できるよう隊を統括するとともに、消防隊への情報提供等消防隊との連携を密にしなければならない。

2 防火対象物自衛消防隊長の代行者は、防火対象物自衛消防隊長が不在となる時間帯に、代行の優先順位に従って防火対象物自衛消防隊長の任務を代行する。

3 防火対象物地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに防火対象物自衛消防隊長への報告、連絡を密にする。

第3款 自衛消防活動等（火災）

(防火対象物本部隊の任務)

第37条 防火対象物本部隊は、防火対象物自衛消防隊の管理する区域で発生する火災における初動対応及び全体の統制を行うものとする。

2 防火対象物本部隊は、次の活動を行うものとする。

(1) 防火対象物本部隊の通報連絡（情報）班は、本部員として活動拠点における任務にあたる。

(2) 防火対象物本部隊の初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班は、防火対象物地区隊長の指揮下で現場員として火災発生場所における任務にあたる。

(3) 防火対象物自衛消防隊長は、防火対象物地区隊長が不在となった区域で火災が発生した場合、現場に駆け付ける現場員のうち1名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動指揮にあたらせる。

(4) 現場員は、防火対象物地区隊長が不在となった区域で火災が発生した場合、指揮担当の指揮下で、情報収集、初期消火、避難誘導、安全防護、応急救護の任務にあたる。

(防火対象物地区隊の任務)

第38条 防火対象物地区隊は、当該防火対象物地区隊の管理する区域で発生する火災において、当該防火対象物地区隊が中心となり、当該防火対象物地区隊長の指揮のもとに初動措置を行うものとする。

(通報連絡、情報収集)

第39条 火災の発見者は、消防機関（119番）への通報及び防災センターに場所、状況等を速報するとともに、周辺に火災を知らせるものとする。

2 防火対象物本部隊の通報連絡（情報）班は、次の活動を行うものとする。

(1) 本部員として活動拠点における任務にあたる。

(2) 現場確認者等から火災の連絡を受けたときは、直ちに119番通報する。

(3) 火災発生確認後、速やかに、避難が必要な階の在館者への避難誘導放送を行う。

(4) 防火対象物自衛消防隊長、防火対象物地区隊長及び関係者への火災発生の連絡を行う。

(5) 避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況の連絡を行う。

3 防火対象物地区隊の通報連絡（情報）班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 出火場所、火災規模、燃えているもの、延焼危険の確認
- (2) 消火活動状況、活動人員の確認
- (3) 逃げ遅れ、傷病者の有無及び状況の確認
- (4) 区画形成状況の確認
- (5) 危険物等の有無の確認
- (6) 前(1)～(5)の情報の防火対象物自衛消防隊長又は防火対象物地区隊長への伝達
- (7) 情報収集内容の記録

（消火活動）

第40条 防火対象物本部隊の初期消火班員は、防火対象物地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓設備等を活用して適切な初期消火を行うとともに防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。

2 防火対象物地区隊における消火活動は、初動措置に主眼をおき活動する。

なお、自己防火対象物地区隊の担当区域外で発生した場合は、臨機の措置を行うとともに、防火対象物自衛消防隊長等の指示により行動するものとする。

（避難誘導）

第41条 防火対象物本部隊の避難誘導班員は、火災が発生した場合、防火対象物地区隊と協力して出火階及びその上階の者を優先して避難誘導にあたるものとする。

2 エレベーターによる避難は原則として行わないものとする。

3 屋上への避難は原則として行わないものとする。

4 避難誘導班員の部署は、非常口、特別避難階段附室前及び行き止まり通路等とする。

また、忘れ物等のため、再び入る者のないように万全を期するものとする。

5 避難誘導にあたっては、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させる。

6 負傷者及び逃げ遅れ等について情報を得たときは、直ちに本部に連絡する。

7 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、防火対象物自衛消防隊の本部に報告する。

8 防火対象物地区隊の避難誘導班は、避難者に対し、前各項に従い誘導にあたるものとする。

（安全防護措置）

第42条 安全防護班員は、火災が発生した場合、排煙口の操作を行うとともに防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行うものとする。

（応急救護）

第43条 救護所は、消防隊の活動に支障のない安全な場所に設置する。

2 応急救護班員は、応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとり、速やかに負傷者を病院に搬送できるように適切な対応をとるものとする。

3 応急救護班員は、負傷者の氏名、住所、電話番号、搬送病院、負傷程度等必要な事項を記録すること。

(消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等に従事する者が特定できない場合に火災が発生した時の対応)

第〇条 管理人又は自動火災報知設備の受信機の設置場所と同一階の居住者等は、次の対応を行うものとする。

- (1) 地区音響等が鳴動した場合は、自動火災報知設備の受信機により発報箇所を確認し現場へ急行する。
- (2) 火災であることを確認した場合は、周囲に火災を知らせるとともに、最寄りの電話で消防機関(119番)に通報する。
- (3) 初期消火は、消防隊が到着するまで居住者等が協力して行う。

自動火災報知設備と音声警報鳴動方式の非常放送設備が連動している場合

(防災センター要員等が1名で勤務している場合)

第〇条 防災センター又は自動火災報知設備の受信機の設置場所(以下「防災センター等」という。)に防災センター要員等が1名しかいない場合は次の対応を行うものとする。

- (1) 自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めたときは、消火器、マスターキー、携帯電話等を持って現場へ急行する。
(非常放送設備は自動的に「感知器発報放送」のメッセージが流れる。)
- (2) 火災であることを確認した場合は、周囲に火災を知らせるとともに、自動火災報知設備の発信機を押した後、直ちに消防機関(119番)に通報する。
(非常放送設備は、発信機を押すか又は非常電話を起動させると自動的に「火災放送」が流れる。)
- (3) 現場に急行した防災センター要員等は、初期消火及び避難誘導を行う。

(防災センター要員等が2名以上で勤務している場合)

第〇条 防災センター等に防災センター要員等が2名以上いる場合は、次の対応を行うものとする。

- (1) 自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めたときは、1名以上の防災センター要員等を防災センター等に残し、他の者は消火器、マスターキー、携帯電話等を持って現場へ急行する。
- (2) 現場へ急行した防災センター要員等は、自動火災報知設備の発信機を押すか又は非常電話等により防災センター等へ連絡する。

また、現場から防災センター等へ火災である旨の連絡があった場合は、直ちに消防機関(119番)へ通報する。

- (3) 防災センター等に残った防災センター要員等は、火災の状況によっては必要により非常放送設備を手動に切替え必要な事項を放送する。
- (4) 在館者(劇場等の観客、百貨店の顧客等)の混乱を防ぐため、従業員のみにわかる暗号文を放送する場合には感知器が発報した旨の放送の後に、非常放送設備を手動により起動させ暗号文を放送する。

なお、放送文は別記11によるものとする。

(自動通報) 有人直接通報を行っている場合

第〇条 防災センター要員は、自動火災報知設備が作動し、火災通報装置から消防機関へ通報された場合には、消防機関からの着信信号を確認すること。

- 2 誤作動により直接通報された場合は、非常停止ボタンを押し、通報を中止すること。

ただし、通報の中止が間に合わなかった場合には、119番送受話器を使用し又は119番を行い、誤作動であることを連絡すること。

(自衛消防活動中核要員等の装備)

第〇条 防火対象物本部隊の自衛消防活動中核要員等の装備並びに管理は、次によるものとする。

(1) 装備

ア 個人用装備

- (ア) 防火衣……………〇着
- (イ) ヘルメット……………〇個
- (ウ) 警笛……………〇個
- (エ) 携帯用照明器具……………〇器
- (オ) 携帯用無線機……………〇機

イ 隊用装備

- (ア) 消火器……………〇本
- (イ) とび口……………〇本
- (ウ) ロープ……………〇本
- (エ) 携帯用拡声器……………〇器
- (オ) 救出用具（バール、ジャッキ等）…〇セット
- (カ) 担架……………〇基
- (キ) 応急手当用具（包帯、三角巾等）…〇セット

(2) 装備の管理

防火対象物本部隊の自衛消防活動中核要員等の装備品は、防災センターなどに防火対象物自衛消防隊長が、保管し、必要な点検を行い、常時使用できる状態で維持管理する。

(ガス漏えい時の活動)

第〇条 都市ガス漏えい事故防止の対策は、別記12による。

(停電発生時の対応)

第〇条 停電発生時の出火防止対策は、別記13による。

第〇款 営業時間外等における自衛消防活動体制

(営業時間外等における巡回等)

第〇条 防災センター要員等は、定時に巡回する等火災防止上の安全を確認するものとする。

(営業時間外等における自衛消防活動体制)

第〇条 営業時間外等における自衛消防活動組織は、別表13に示すところによる。

2 営業時間外等に発生した火災に対しては、次の措置を行うものとする。

- (1) 火災を発見した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、ビル内残留者に火災の発生を知らせ、防火対象物自衛消防隊長、防火管理者等関係者に別に定める緊急連絡網により急報するものとする。
- (2) 消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

3 営業時間外等に発生した火災に対しては、在館中の事業所の従業員が協力するものとする。

（自動通報）無人直接通報を行っている場合

第〇条 休日、夜間などの営業時間外等の無人時においては、無人直接通報を行う。

2 火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、現場に駆けつけるものとする。

（自動通報）即時通報を行っている場合

第〇条 休日、夜間などの営業時間外等の無人時においては、即時通報を行う。

2 火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、現場に駆けつけるものとする。

第2節 震災対策

第1款 震災に備えての事前計画（地震災害予防措置）

（ハザードマップ等の確認）

第44条 防火管理者は東京都が作成・公表する震災の被害予測や区市町村が作成する防災マップ等を定期的に確認し、防火対象物の存する地域の震災時の延焼、建物倒壊等の危険実態の把握に努める。

また、訓練実施時や従業員教育等の機会を活用し、従業員等に対し、把握した危険実態等の啓発に努める。

（点検と安全措置）

第45条 各点検・検査員及び火元責任者等は、地震時の災害を予防するために、第2章第2節に基づく各種施設、設備器具の自主点検・検査に合わせ次の措置を行うものとする。

- (1) 建築物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）の倒壊、転倒、落下を防止すること。
- (2) 火気使用設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないこと。
- (3) 火気使用設備器具等の自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査を行うこと。
- (4) 危険物施設における危険物等の転倒、落下、浸水などによる発火防止及び送油管等の緩衝装置の検査を実施すること。

（オフィス家具類等の転倒落下防止措置）

第46条 防火管理者は、倉庫、事務室内、避難通路、出入口等のオフィス家具類の転倒・落下防止に努めるものとする。

2 各点検・検査員及び火元責任者は、第2章第1節に基づく各種点検に合わせ、別表14のチェックリストを活用して、オフィス家具類等の転倒・落下防止措置が行われていることを確認し、行われていない場合は必要な措置を講じる。

(非常用物品等の準備)

第47条 管理権原者は、地震その他の災害等に備え非常用物品等を確保するよう努める。

防火管理者は、非常用物品の点検整備を、定期に実施する。なお、点検は、地震想定訓練実施時に合わせて行う。

(帰宅困難者対策)

第48条 管理権原者は、帰宅困難となるおそれのある従業員及び客等に対する情報の提供、保護支援手段の確保に努める。

- (1) ラジオ等、停電時にも正しい情報を入手できる手段を講じておく。
- (2) 混乱状況及び居住地等を考慮してグループ分けし時差退社計画を作成する。また、時差退社する予定の従業員に対しては、帰宅経路を事前に確認させるよう努める。
- (3) 帰宅困難な者及び残留して活動を行う従業員のための食料、飲料水（概ね3日分）及び寝袋等を準備する。
- (4) 従業員や従業員の家族の安否確認方法や連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の活用、及び遠隔地の支社等を活用した連絡体制を確立する。

(エレベーターの閉じ込め対策)

第49条 防火管理者は、エレベーターのメーカー、機種、地震に備えた安全装置の状況を把握しておくとともに、メーカーの発行する緊急時の対応マニュアル等を防災センターその他分かりやすい場所に常置する。

2 防災センター、インターホン設置場所等に、以下のエレベーター管理会社の連絡先を表示する。

- ・エレベーターのメーカー _____
- ・エレベーターの型式 _____
- ・緊急連絡先 エレベーター停止時 TEL _____
閉じ込め者発生時 TEL _____
- ・エレベーターメーカー到着までに対応可能な者 _____

(エレベーター取扱いの講習の受講促進)

第50条 管理権原者は、従業員に対し、エレベーターメーカーの行う、エレベーターの閉じ込め発生時の救出要領等に関する講習等の受講を促進し、救出能力の向上を図るよう努める。

(周辺地域の事業所、住民等との連携及び協力体制の確立)

第51条 管理権原者は、周辺地域と協議し、地震その他の災害発生時の応援体制について、消火活動及び救助・救護活動等に関する応援協定の締結等協力体制の確保に努める。

2 協定締結事業所と合同で訓練を行うよう努める。

締結応援協定名 _____

参加事業所数 _____ 参加町会数 _____

3 協定の概要については、本計画に添付のとおり。

第2款 震災時の活動計画

(防火対象物自衛消防隊の任務)

第52条 震災により防火対象物内で火災が発生した場合は、第1節第1款の自衛消防活動を行う。

- 2 火災以外の被害が発生した場合の任務は、火災時の自衛消防の組織を活用する。
- 3 初期消火班は、救助班として任務を行う。

(震災時の自衛消防活動の原則)

第53条 震災時の自衛消防活動は、防火対象物地区隊ごとでの活動を原則とする。

- 2 防火対象物自衛消防隊長は、各地区の被害状況及び活動状況の把握に努め、活動の必要がない又は活動の終了した防火対象物地区隊から活動が必要な地区への応援を、必要に応じ行わせる。
- 3 防火対象物の活動が終了した後、防火対象物自衛消防隊長の指示により、第51条に定める応援協定に基づく応援に移行する。

(地震発生時の安全措置)

第54条 地震が発生した場合は、次の安全措置を行う。

- (1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 揺れがおさまったら、火気使用設備器具の直近にいる従業員は、電源、燃料等の遮断等を行う。
- (3) 従業員は、周囲の機器、物品等の転倒、落下等の有無と異常があった場合には、防火対象物自衛消防隊長に報告する。
- (4) 防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。
- (5) ボイラー担当者は、ボイラーの使用停止及び燃料バルブ等の操作と確認を行う。
- (6) 防災センター要員は、在館者の安全確保のため、次の内容を放送する。
 - ア エレベーターの使用制限
 - イ 落下物からの身体防護の指示
 - ウ 屋外への飛び出しの禁止

(被害状況・活動状況の把握)

第55条 防火対象物自衛消防隊長は、防火対象物全体の被害状況及び活動状況を速やかに把握するよう努める。

- 2 各火元責任者は、被害状況を確認し、防火対象物自衛消防隊長に報告する。
- 3 従業員は、周囲の機器、物品等の転倒、落下等の有無と異常があった場合には、防火対象物自衛消防隊長に報告するものとする。
- 4 防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。

(地区隊間の連携)

第56条 防火対象物自衛消防隊長は、事業所自衛消防隊長の要請があった場合又は必要と認めるときは、被害のなかった地区又は活動の終了した地区から、活動が必要な地区の応援を行わせる。

(災害情報の収集と伝達)

第57条 防火対象物自衛消防隊長は、テレビ、ラジオ等から情報を収集し、必要に応じ在館者に伝達する。

特に、帰宅困難者の発生に備えた交通機関の運行等の状況、及び二次災害に備えた余震、津波等の発生危険について正確な情報の収集に努める。

(消防機関への通報)

第58条 消防機関への通報は、努めて防火対象物自衛消防隊本部隊が行う。

2 地震の被害状況により、電話回線が使用不能な場合は、近くの消防署へ駆けつけ、火災等の発生状況、救出、救護が必要な状況を通報する。

(初期救助、初期救護)

第59条 地震時の初期救助、初期救護については、次の活動を行う。

- (1) 応急救護班は負傷者が発生した場合、応急手当を行うとともに、地震の被害状況により緊急を要する場合は、救護所、医療機関に搬送する。
- (2) 建物等の下敷きになっている者等救出が必要な者を発見した場合は、防火対象物自衛消防隊長に知らせる。救出可能なときは、周囲の者と協力して救出を図る。
- (3) 倒壊建物に挟まれたり、閉じ込められた人の救出にあたっては、状況を防火対象物自衛消防隊長等に知らせるとともに、救出作業及び要救助者の安全を確認しながら作業を行うこと。
- (4) 救助活動は、避難経路の安全を確保して実施すること。
- (5) 倒壊現場付近では、消火器や水バケツ等を準備し、不測の事態に備えること。
- (6) 救出の優先順位は、人命の危険が切迫している人から救出し、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先すること。
- (7) チェーンソー等危険が伴う救出資器材は、努めて機器の取扱いに習熟した者が担当すること。
- (8) 救出した人に対しては、救出した時間、場所等を記入した傷病者カードを掲示すること。

(エレベーターの閉じ込めの対応等)

第60条 防火対象物自衛消防隊長は、エレベーターの閉じ込めの有無の確認等以下の活動を行う。

- (1) 速やかにエレベーターの位置を確認するとともに、インターホンにより内部に呼び掛けを行い、閉じ込め者の有無を確認する。
- (2) 閉じ込め者が発生している場合は、速やかにエレベーター管理会社の緊急連絡先に連絡する。
- (3) 閉じ込め者に対し、エレベーター管理会社へ連絡した旨、その他地震の状況等を適宜連絡し、落ち着かせる。
- (4) 研修の受講修了者等が救出活動を行う技術、資格等を有する者あり、エレベーター管理会社の到着が著しく遅れるなど緊急やむを得ない場合は、エレベーター管理会社の到着を待たずに、救出活動を行わせる。
- (5) 消防隊又はエレベーター管理会社が到着した場合は、エレベーター停止位置等の情報を伝達し、現場まで誘導する。

2 従業員等の対応

- (1) エレベーターに閉じ込められた場合は、インターホンにより防災センター等に閉じ込められた旨を早急に連絡するとともに、けが人の有無等を伝える。
- (2) エレベーターの閉じ込めを発見した者は、速やかに防火対象物自衛消防隊長に連絡する。
- (3) 防火対象物自衛消防隊長は、エレベーターが使用できない場合又は一部のエレベーターのみが動いている場合は、在館者に伝達するとともに、各階に掲示し、利用の自粛を図る。

(震災以外の事象への準用)

第61条 前条は震災以外のエレベーター閉じ込め発生時に準用する。

(周辺地域の応援)

第62条 防火対象物自衛消防隊長は、自己防火対象物内での活動が終了した後、自衛消防隊に周辺地域の消火活動及び救助活動等を行わせる。

(避難)

第63条 地震時の避難については、従業員等の混乱防止に努めるほか次によるものとする。

1 建物からの避難

- (1) 防火対象物自衛消防隊長は、建物の倒壊危険等がある場合は、在館者を速やかに屋外へ避難させる。
- (2) 避難は原則として防火対象物自衛消防隊長の指示又は防災関係機関の避難命令により行う。
- (3) 防火対象物自衛消防隊長は、避難の指示を出すまで、従業員等を落ち着かせ、照明器具や棚等の転倒落下に注意しながら、柱の回りや壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
- (4) 営業の継続困難な場合は、救助活動等の自衛消防活動と並行して、客を屋外その他の安全な場所へ避難させる。
- (5) 安全防護班は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。
- (6) 防火対象物自衛消防隊長は、事業所自衛消防隊長と連携し、防火対象物全体での避難誘導に努める。

2 避難場所等への避難

- (1) 従業員等を避難場所等に誘導するときは、一時集合場所(〇〇〇〇)及び避難場所(〇〇区〇〇町〇丁目「〇〇〇〇公園」)までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。
- (2) 避難する際は、車両等を使用せず全員徒歩とする。
- (3) 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、避難の際には先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- (4) 避難経路は、道路状況、地域の被害状況等を考慮し、選定する。
- (5) 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行うとともに防火対象物自衛消防隊長にその旨を報告する。

(帰宅困難者対策)

第64条 防火対象物自衛消防隊長は、帰宅困難者の発生に備え、前条の避難誘導に合わせ以下の活動を行う。

- (1) 防火対象物自衛消防隊長は、鉄道等交通機関の運行状況の把握に努め、館内放送等を活用して、在館者に適宜伝達する。
- (2) 交通機関が停止し営業を停止する場合は、第63条に基づき、帰宅困難な客を避難場所等まで避難誘導する。
- (3) 第48条に基づく時差退社は、ターミナル駅への帰宅困難者の殺到を防ぐため、交通機関の運行状況を確認した後に実施する。

(地震後点検と安全措置)

第65条

- (1) 建物の点検担当者は、施設の点検を行い、亀裂や崩壊等を発見した場合は、速やかに防火対象物自衛消防隊長に報告するとともに応急措置を行う。

(2) 火気使用設備器具は、安全を確認した後、使用を再開する。

(3) 各点検、検査員及び火元責任者等は、地震後速やかに消防用設備等点検を実施し異常の有無を防火対象物自衛消防隊長に報告すること。

点検の結果、使用不能な消防用設備等があった場合は、必要により代替え、増強を図るものとする。

第3款 施設再開までの復旧計画

(危険物、ガス、電気等に関する二次災害発生防止措置)

第66条 震災後の二次災害発生を防止するために、第9条で定める各点検・検査員等は、次の措置を行う。

(1) 火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。

(2) 危険物物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は立入禁止措置を行う。

2 二次災害の発生に備えて、消防用設備等の使用可否の状況を把握するとともに、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておく。

(復旧作業等の実施)

第67条 防火管理者は、復旧又は建物を使用再開しようとするときは、次に掲げる措置を講じる。

(1) 復旧作業に係る工事人に対する出火防止等の教育を徹底する。

(2) 復旧作業に係る立入禁止区域を指定するとともに従業員等に周知徹底する。

(3) 復旧作業と事業活動が混在する場合は、相互の連絡を徹底するとともに監視を強化する。

(4) 復旧工事に伴い、通常と異なる利用形態となることから避難経路を明確にするとともに従業員に周知徹底させる。

第4款 警戒宣言が発せられた場合の対策

(地震対策のための自衛消防隊)

第68条 警戒宣言が発せられた場合に自衛消防隊は、別表11に定める任務を行う。

(休日、夜間における防火対象物自衛消防隊)

第69条 別表13に定める体制をとり、別表11の任務を行う。

2 別に定める連絡表により必要な要員を召集する。

3 警戒宣言の発令を知ったとき、召集要員は自主的に集結する。

(営業方針等)

第70条 警戒宣言が発せられた場合は、従業員の時差退社及び残留保安要員の確保を図り、在館者の混乱防止のため原則として営業を中止する。

2 出勤途上又は外出中に警戒宣言の発令を知った場合は、召集要員以外は帰宅し、待機する。

3 従業員の時差退社の計画は別表15のとおり。

(東海地震注意情報の報告等)

第71条 東海地震注意情報の発表を知った従業員は、直ちに防火対象物自衛消防隊長に報告する。

2 報告を受けた防火対象物自衛消防隊長は、テレビ・ラジオを通じて情報確認のうえ、本計画に基づく必要な措置をとる。

(地震対策委員会の招集)

第72条 本部長は東海地震注意情報を知ったときは、地震対策委員会を招集し、次の事項を協議し、決定する。

(1) 東海地震注意情報の段階における対応措置

ア 東海地震注意情報の伝達方法

イ 自衛消防隊の任務の確認

(2) 警戒宣言が発せられた場合の顧客等の取扱い

(3) 出火防止のための応急措置対策の確認

(4) 時差退社等の決定及び残留者の決定

(5) その他必要な事項

2 委員会の構成は、別表2の構成員及び防火対象物自衛消防隊の地区隊長以上をもって構成する。

(自衛消防隊員に対する指示等)

第73条 本部長は、各防火対象物自衛消防隊員等に対し、速やかに地震対策委員会の結果、警戒宣言が発せられた場合の措置、任務分担等必要事項を伝達指示する。

(在館者に対する情報伝達)

第74条 在館者に対し、放送設備により、東海地震注意情報について、別記11に定める放送文例をもって伝達する。

(警戒本部の設置)

第75条 本部長は、警戒宣言が発せられた場合、警戒本部を防災センターに設置する。

2 警戒本部の構成員は、前第72条第2項と同様とする。

3 警戒本部の任務は、次のとおりとする。

(1) 警戒宣言が発せられた場合の緊急点検及び被害防止措置等の進行管理

(2) 計画に定められた事項のうち、重大な内容の臨時的変更

(3) 計画に定められた事項以外の重要事項の決定

(4) 防火対象物自衛消防隊員及び従業員等に対する指示・命令

4 防火対象物自衛消防隊の本部隊の各班長及び地区隊長は、応急対策及び時差退社等の進行状況等必要な事項を、随時、本部に報告する。

5 警戒本部には、本部の位置を示す表示板、各階の平面図、トランシーバーなど本部の活動に必要なものを準備する。

(従業員に対する警戒宣言が発せられた場合の伝達等)

第76条 警戒本部は警戒宣言が発せられた場合、従業員に対して、放送設備により、別記11に定める放送文例をもって伝達する。

2 防火対象物自衛消防隊長は、それぞれの避難誘導班に指定されている者を所定の場所に配置する。

(在館者に対する警戒宣言が発せられた場合の伝達)

第77条 在館者に対する警戒宣言が発せられた場合の伝達は、避難誘導班の配置完了後、別記11に定

める放送文例により非常放送を行う。

(誘導案内)

第78条 避難誘導班は携帯用拡声器、ロープ等を携行し、所定の位置につき、混乱防止を主眼に適切な誘導、案内を行う。

2 混乱を防止するために、避難階に近い階層より順次行う。

(火気使用の中止)

第79条 警戒宣言が発せられた場合は、禁煙とし、火気使用設備器具等の使用を原則として中止し、やむを得ず火気を使用する場合は、防火管理者の承認を得て必ず従業員に監視させ、直ちに消火できる体制を講じておく。

2 危険物の取扱いは直ちに中止し、やむを得ず取り扱う場合は、防火管理者の承認を得て出火防止等の安全対策を講じたうえで行うものとする。

3 エレベーターは、地震時管制装置付のものを除き、運転を中止する。

(従業員の実施する被害防止措置)

第80条 警戒宣言が発せられた場合に従業員が実施すべき被害を防止する措置は、次によるものとする。

- (1) 窓ガラス等の落下、散乱防止
- (2) 照明器具等の固定
- (3) 事務機器、商品等の転倒、落下防止
- (4) 初期消火用水の確保
- (5) 非常持ち出し品の準備

(工事及び高所作業の中止)

第81条 防火管理者は、警戒宣言が発せられた場合は、建築工事及び窓ふきその他の高所作業を行う者に対して、工事資機材の安全措置を施して工事等を中止させるものとする。

(時差退社等)

第82条 防火対象物自衛消防隊長は、従業員の退社について、別表15に基づき退社させる。

第3節 大雨・強風等に係る自衛消防対策

第1款 事前の備え

(ハザードマップ等の活用)

第〇条 防火管理者は、東京都、区市町村が作成・公表する洪水ハザードマップ、浸水予想区域図などの被害予測を定期的に確認し、自己防火対象物の存する地域の、水害に対する危険実態の把握に努める。

(点検と安全措置)

第83条 各点検・検査員及び火元責任者は、大雨又は強風等に伴う災害を予防するため各種施設・設備の自主点検に合わせ次の措置を行う。

- (1) 普段使用しない部屋の窓の閉鎖の確認
- (2) 建築物に付随する施設物(看板、窓枠、外壁等)の、強風による落下を防止すること。
- (3) 側溝、排水口の清掃状況の確認
- (4) 水防資器材は、定期的に点検・整備を行う。

第2款 大雨又は強風等に伴う災害発生時の活動計画

(自衛消防隊の任務)

第84条 大雨又は強風等に伴う災害発生時(災害の発生が予想される場合を含む。)の、自衛消防の組織は、火災時の自衛消防組織を活用する。

初期消火班、避難誘導班は、安全防護班として活動する。

(防火対象物地区隊間の連携)

第85条 大雨又は強風等に伴う災害に対する自衛消防活動は、防火対象物自衛消防隊及び地下部分を有する事業所自衛消防隊(地区隊)の活動を基本とするが、人員が不足する場合は、防火対象物自衛消防隊長は他の事業所自衛消防隊長に応援要請を行う。

(情報の収集及び伝達)

第86条 台風の接近、大雨、洪水、暴風等により被害の発生が予想される場合、防火対象物自衛消防隊長は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、気象情報や行政機関からの情報収集を行い、必要に応じ在館者に伝達する。

(資器材の点検整備)

第87条 被害の発生が予想される場合、安全防護班は、資器材の確認、点検等を行い、速やかに使用可能な体制をとる。

(定期巡回の実施)

第88条 通報連絡(情報)班は、定期的に建物内外の巡回を行い、被害状況の把握に努めるとともに、窓や外部に通じる扉の閉鎖を確認し、建物内への浸水や消防用設備の誤作動等の防止を図る。

特に、建物外部の冠水状況に注意する。

(地下室等への立入り制限)

第89条 防火対象物自衛消防隊長は、浸水等の被害が予想される場合、地下室への進入及びエレベーターの使用を制限する。地下室へ通じる通路、階段等に進入等の制限について掲示するなど、在館者への情報伝達を行う。

(浸水防止措置の実施)

第90条 防火対象物自衛消防隊長は、浸水被害の発生が予想される場合は、止水板、土のう等を活用し、浸水防止措置を行う。

人員が不足する場合は、必要に応じ、事業所自衛消防隊長に協力を要請する。

(在館者の避難誘導)

第91条 防火対象物自衛消防隊長が危険と判断した場合又は行政機関からの避難の指示等があった場合は、避難を実施する。

2 避難誘導班は携帯用拡声器、ロープ等を携行し、所定の配置につき、混乱防止を主眼に適切な誘

導、案内を行う。

第4節 大規模テロ等に伴う災害の自衛消防対策

第1款 事前の備え

(自衛消防の組織)

第89条 大規模テロ等に伴う災害が発生した場合の自衛消防の組織は、火災時の自衛消防組織を活用する。

(自衛消防隊の装備)

第90条 防火対象物自衛消防隊長は、マスク、防護衣等の避難誘導のための資器材を配置した場合定期的に点検を行う。

第2款 武力攻撃等に伴う災害発生時の活動計画

(行政機関からの指示)

第91条 大規模テロ等に伴う災害においては、行政機関からの指示等に基づき活動することが原則であり、指示等があった場合は、防火対象物自衛消防隊長は速やかに在館者に伝達する。特に避難場所、避難手段について、確実に伝達する。

避難準備の時間に余裕がない場合

(自己防火対象物で発生した場合の対応)

第92条 自己防火対象物において、大規模テロ等に伴う災害と疑わしい事案が発生した場合は、速やかに屋外に退避し、近隣の堅ろうな建物へ退避する。

2 大規模テロ等に伴う災害の兆候の判断基準例は以下のとおり。

- (1) 原因不明の多数の死傷者の発生
- (2) 不自然な場所での爆発災害
- (3) 傷病者の発生とともに、不審物（白い粉、透明な液体等）の存在があった場合
- (4) 傷病者による異常な臭気又は味覚の訴え若しくは症状に一定の傾向がある場合

避難準備の時間に余裕がある場合

(情報の収集・伝達)

第93条 大規模テロ等に係る警報等が発令された場合又は近隣地域で大規模テロ等に伴う災害が発生した場合、防火対象物自衛消防隊長は、各事業所自衛消防隊長に伝達する。

2 テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して情報収集を行い、必要に応じ在館者に伝達する。

3 行政機関からの指示があるまでは、屋内への避難が原則となることから、自己の判断で避難しないよう、在館者に屋内にとどまるよう伝達する。

(身体防護措置)

第94条 従業員は、行政機関の指示があるまでの間、ガス、空調の停止及び窓の閉鎖等による室内の密閉など事態に応じた安全防護措置を行った後、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。

(営業中止の判断)

第95条 管理権原者は、他の地域で大規模テロ等と疑わしい災害が発生した場合は、被害が広範囲であったり、連続して発生するおそれのある大規模テロ等の特性を考慮して、営業の中止についても考慮する。

第5節 受傷事故等の自衛消防対策

(応急手当の普及促進)

第96条 管理権原者は、従業員の救命講習等の受講を促進し、自衛消防隊の応急救護能力の向上を図るよう努める。

(応急救護資器材)

第97条 防火管理者は、受傷事故等の発生に備え、自衛消防隊の装備として配置された応急救護資器材を、訓練等の機会を活用し保守点検を行い、常時使用可能な状態に保つものとする。

(自衛消防の組織)

第98条 防火対象物内で受傷事故等が発生した場合の自衛消防の組織は、火災時の自衛消防隊を活用する。

(応急救護の実施)

第99条 自己事業所内において受傷事故等が発生した場合、従業員は、119番通報、応急救護等の処置を必要に応じ、協力して実施する。

2 傷病の程度が軽く歩行可能で、救急隊が到着していない場合等状況に応じ、避難階までの搬送を考慮する。

(通報・連絡体制)

第100条 防火対象物自衛消防隊長は、119番通報、応急救護等の対応が適切に行われているか確認し、救急隊到着時、受傷時事故等の発生場所まで誘導を行う。

(応急救護所の設置の要請)

第101条 多数傷病者が発生した場合、防火対象物自衛消防隊長は、応急救護所を設置する。

(二次災害の防止)

第102条 防火対象物自衛消防隊長は、二次災害のおそれがある場合、エスカレーター等受傷事故の原因と考えられる工作物等の使用を、安全が確認されるまで中止する。

第6節 訓練

(訓練の実施)

第103条 防火管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した場合、防火対象物自衛消防隊が迅速かつ的確に所定の行動ができるように自衛消防訓練を実施するものとする。

(訓練の実施時期等)

第104条 防火管理者は、次により訓練を行うものとする。

(1) 訓練の実施時期

訓練の種別	実施時期	備 考

(2) 防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施にあたらせるものとする。

(3) 訓練の参加者

ア 防火対象物自衛消防隊員

イ 正社員、パート、アルバイトの中から、半数以上の者

(この場合、全従業員が参加できるように、ローテーションを組んで、参加させるものとする。)

(自衛消防訓練の通知)

第105条 防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「自衛消防訓練通知書」等により所轄消防署所へ通報するものとし、実施日時、訓練内容等について防火対象物自衛消防隊員に周知徹底するものとする。

(訓練の内容)

第106条 訓練は、次の内容を実施するものとする。

(1) 総合訓練

ア 火災総合訓練

別記1「火災総合訓練の実施要領」により実施する。

イ 地震火災総合訓練

別記2「地震火災総合訓練の実施要領」により実施する。

ウ マニュアルによる訓練と併せた検証

東京消防庁の定める指導マニュアルにより実施する。

(2) 部分訓練

ア 消火訓練

別記3「消火訓練の実施要領」により実施する。

イ 通報訓練

別記4「通報訓練の実施要領」により実施する。

ウ 避難訓練

別記5「避難訓練の実施要領」により実施する。

エ 応急救護訓練

別記6「応急救護訓練の実施要領」により実施する。

オ 安全防護訓練

別記7「安全防護訓練の実施要領」により実施する。

カ 地震想定訓練（地震火災を含まない。）

別記8「地震想定訓練（地震火災を含まない。）の実施要領」により実施する。

キ 指揮訓練

各種訓練の仮想想定のもとに隊長、地区隊長、指揮担当等による指揮訓練を実施する。

ク 消防隊の誘導・情報提供訓練

各種訓練の仮想想定のもとに本部隊による消防隊の誘導・情報提供訓練を実施する。

ケ 大雨、強風等に伴う災害に係る訓練

別記9「大雨、強風等に伴う災害に係る訓練の実施要領」により実施する。

コ 大規模テロ等に伴う災害に係る訓練

別記10「大規模テロ等に伴う災害に係る自衛消防訓練の実施要領」により実施する。

(3) その他の訓練

ア 建物平面図、配置図、設備図等を使用し、災害を想定した図上の研究、討議を実施する。

イ 消防計画に定められた防火対象物自衛消防隊の編成及び任務の確認を実施する。

ウ 個々の防火対象物自衛消防隊員がその任務を遂行するために必要な基本的な諸動作、規律の訓練を実施する。

エ 自衛消防活動に供する設備機器及び装備の取扱いを実施する。

(4) 防災センターを活用した訓練

共同住宅の居住者、管理人等が、防災センターの機能を有効に活用して火災の被害を最小に抑えられるよう、日頃から次の訓練を実施するものとする。

ア 防災センター側と火災現場側との情報伝達訓練

イ 通報訓練（防災センターからの119番通報訓練等）

ウ 避難訓練（非常放送設備を使用した避難誘導の時期及び誘導方法等）

エ 防災センターに設置されている機器の周知及び取扱い訓練

(ア) 自動火災報知設備の感知器との連動機能

(イ) 各種設備の遠隔操作等

(訓練時の安全対策)

第107条 訓練指導者を〇〇〇〇、安全管理を担当する者を〇〇〇〇とし、訓練指導者は、訓練時ににおける防火対象物自衛消防隊員の事故防止等を図るための安全管理を実施するものとする。

(1) 訓練実施前

ア 訓練に使用する施設、資器材及び設備等は、必ず事前に点検を実施するものとする。

イ 事前に防火対象物自衛消防隊員の服装や履物及び健康状態を的確に把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講じること。

(2) 訓練実施中

ア 安全管理を担当する者は、訓練の状況全般が把握できる位置に、補助者は安全管理上必要な箇所に配置し、各操作及び動作の安全を確認すること。

イ 訓練中において、使用資器材及び訓練施設に異常を認めた場合は、直ちに訓練を停止して、是正措置等を講じること。

(3) 訓練終了後

訓練終了後の資器材収納時についても、手袋、保安帽を着装させるなど十分に安全を確保させること。

(訓練実施結果の検討)

第108条 防火管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに訓練実施結果について検討会を開催するとともに、別表16「自衛消防訓練実施結果記録書」に記録し以後の訓練に反映させるものとする。

なお、検討会には原則として訓練に参加した者全員が出席するものとする。

2 防火管理者は、訓練結果を反映した自衛消防訓練実施結果記録書を防火管理関係台帳に綴じて、訓練を行った日から3年間保管しておくものとする。

附 則

この計画は、平成 年 月 日から施行する。